

令和5年度(令和4年分)
上場株式等の譲渡所得及び配当所得の課税方式についての申出書

次のとおり課税方式の変更を申し出ます。

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市長

住所

氏名

日中の連絡先
(電話番号)

	所得税の確定申告書での申告内容				市県民税での課税方式
	所得金額	課税区分	証券会社・銘柄等	譲渡割 配当割	
上場株式等の譲渡所得		分離			分離 申告不要
		分離			分離 申告不要
		分離			分離 申告不要
上場株式等の配当所得		分離			分離 総合 申告不要
		総合			分離 総合 申告不要
		分離			分離 総合 申告不要
		総合			分離 総合 申告不要

以下の記入欄は、市県民税において繰越損失の申告が必要な方のみご記入ください。

◎上場株式等の繰越損失に関する事項

		所得税の確定申告書での申告内容	市県民税での申告内容
株式等	本年分から差し引く繰越損失額		
	翌年度に繰り越される損失の金額		
配当等	本年分から差し引く繰越損失額		

※ この書類は、市民税・県民税申告書と併せて提出してください。

また、次の①②のコピーを添付してください。

①上場株式等の譲渡所得及び配当所得に関する書類(特定口座年間取引報告書、配当の支払通知書など)

②確定申告書(控)

※ 上場株式等の譲渡所得及びその配当所得についてのみご記入ください。

課税区分・市県民税での課税方式については該当するものを○で囲んでください。

記入は取引口座ごとに行ってください。

※ 確定申告で上場株式等の譲渡所得及びその配当所得について、住民税において全部の申告不要を選択している場合、この申出書の提出は不要です。なお、確定申告で住民税における当該所得の全部の申告不要を選択し、かつ、この申出書の提出があった場合は、この申出書の内容を優先します。

※ 確定申告で上場株式等の譲渡所得の繰越控除を申告しており、住民税では異なる課税方式を選択している場合、翌年度以降の繰越控除額について、所得税と住民税で差異が生じることがあります。

※ 外国の所得税等が課税された配当所得等を住民税において申告不要とする場合、それらに基づく外国税額控除は適用しません。

※ 記入内容について確認する場合がありますので、日中の連絡先(電話番号)を必ずご記入ください。

回答書の記入例

上場株式等の譲渡所得及び配当所得の課税方式についての申告

所得税の確定申告書の所得内訳をご記入ください。

所得税の確定申告書における左の所得の課税方式を○で囲んでください。株式譲渡所得は分離課税以外の選択はできません。

株式譲渡の場合、取引された証券会社名を、配当の場合は銘柄名(配当の受け取り方法が株式数比例配分方式を選択されている場合は取引証券会社名)をご記入ください。

取引時(又は受け取り時)に源泉徴収されている住民税額をご記入ください。

左の所得の市県民税での課税方式を○で囲んでください。こちらで選択したものが市県民税の課税方式となります。なお、この内容が所得税での課税方式と全て同一である場合はこの回答書を提出する必要はありません。

	所得税の確定申告書での申告内容				市県民税での課税方式
	所得金額	課税区分	証券会社・銘柄等	譲渡割 配当割	
上場株式等の譲渡所得	250,000	分離	〇〇証券××支店	12,500	分離 申告不要
	400,000	分離	〇〇銀行××支店	20,000	分離 申告不要
		分離			分離 申告不要
上場株式等の配当所得	100,000	分離 総合	〇〇株式会社	7,500	分離 総合 申告不要
	200,000	分離 総合	△△証券□□支店	10,000	分離 総合 申告不要
	50,000	分離 総合	□□銀行××支店	2,500	分離 総合 申告不要

令和3年分申告にて、繰越損失100万円がある場合の記入例

所得税の確定申告書の繰越損失額をご記入ください。

市県民税での課税方式を踏まえて、市県民税で適用する繰越損失額をご記入ください。

		所得税の確定申告書での申告内容	市県民税での申告内容
株式等	本年分から差し引く繰越損失額	650,000	400,000
	翌年度に繰り越される損失の金額		550,000
配当等	本年分から差し引く繰越損失額	350,000	50,000